

第 32 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和8年1月26日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 20分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>23名</p> <p>農業委員</p> <p>1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子  4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄  7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子  10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司  13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄</p> <p>農地利用最適化推進委員</p> <p>1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一  4番 木村 聡 5番 大澤 隆  8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎  10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一</p> <p>[遅刻委員]  [中座委員]  [早退委員]</p>
欠席委員	<p>2番 杉戸 恵司  6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史  次長 山藤 健二  係長 石原 幸枝  主査 細井 裕子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第122号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  委員会処分 6件</p> <p>第123号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について  委員会処分 1件</p> <p>第124号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  委員会処分 9件</p> <p>日程第4 第125号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼について 委員会処分 5件</p> <p>日程第5 報告第61号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  報告第62号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第32回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、12番渡辺委員及び13番矢内委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第122号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号22番から27番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

受付番号22番から25番は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。なお、受付番号23番と25番につきましては、令和5年2月27日に農地法第3条の許可申請で設定人が被設定人と賃貸借契約を結んでおります。

営農状況といたしましては、ブルーベリーの植え付けがされております。ブルーベリーは令和6年3月に苗木を植え付けしたとのことで、昨年 of 状況報告によりますとこれまでのところは順調に生育しているとのことです。

なお、それぞれの筆について太陽光事業者が異なる理由といたしまして、経済産業省から出された再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の運用に関する通知で示された「大規模設備を意図的に小規模設備に分割している案件」に該当してしまうため、通知の基準に合わせる形で許可申請を行ったものとなります。

受付番号26番は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農状況につきましては、さかきが植え付けされておりました、昨年の状況報告では令和5年8月に定植し、順調に生育しているとのことで、収穫につきましては、3年後から10aあたり500kgの収穫を見込んでいるとのことです。

受付番号27番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、設定人が代表を務める農地の上部において太陽光発電による売電事業を行っていることから地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

また、営農につきましては設定人が行っております。営農状況といたしましては、農地全体に防水シートを敷設していることが特徴で、複数種類の甘柿（富有、禅寺丸、松本早生、次郎）が植え付けされております。

柿の木は、ややまばらでかつ小さ目ではありますが、下草等の管理がされている様子でありました。申請者によると、これから植える本数を増やす予定とのことです。柿の収穫につきましては、収穫はできているようですが、正式な収量を把握していなかったと申し出があったため、今後は収穫量を確認するよう指導を行ったところですので。今後の見込みとしては2年後から10aあたり300kgの収穫を行い、徐々に収量を増やしていくことを予定しているとのこととございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、この件について1月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。1月23日に9番中村推進委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行きましてご報告いたします。

第122号議案から第124号議案については、6番井田から、第125号議案については、中村推進委員から報告させていただきます。

第122号議案、受付番号22番から受付番号25番については、営農型太陽光継続の許可申請でございます。設定人は違いますが、同じような場所になりますので一括で説明させていただきます。場所については、新里町板橋にある工業団地西側になります。普通の太陽光と比べるとパネルが狭めなので環境には良いと思います。現地のブルーベリーについては、1mから1.5mで成長過程でございます。もう少し成長させて剪定等していけば、良い状態になるのかと思います。

受付番号26番につきまして、場所ですが、ぐんま昆虫の森の西側になります。こちらの設定人は、茨城県の法人で良く耕作されておりました。現況を確認したところ、1mから1.5mくらいになっておりました。こちらにつきましても、成長過程でございますので、もう少し経てば良いさかきが収穫でき、特に問題はないかと思えます。

続きまして、受付番号27番です。場所は、新里町山上にある諏訪神社の北側になります。そこは、自分の地元なので確認できる場所です。柿の実がだいぶ実っていた場所で、良い状況かと思えます。

受付番号22番から受付番号27番まですべてが営農型太陽光発電施設の継続の申請ですが、特に問題はないかと思えます。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第122号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第122号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第123号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番につきましては、取り消し事由にありますとおり、一般住宅用地として農地転用許可を受けましたが、譲受人から当申請地について売買契約の合意解除の申し出があったため、許可を取り消すこととなったものです。許可取消後は農地として管理をしていく予定となっております。

以上、平成25年6月に許可となっております、桐農委指令第25-521号の農地法5条の規定による許可取消しについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

123号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、本件を許可取消相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第123号議案は許可取消相当として承認されました。

日程第3 第124号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が9件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号38番から42番、44番、45番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ではありますが、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号43番、46番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上受付番号38番から46番は農地法第5条第2項各号には該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について1月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。引続き第124号議案について説明をさせていただきます。受付番号38番でございますが、道路清掃発生残土置場用地の転用でございます。場所は、新里町農産物等直売所の東側に向かった場所になります。現地は傾斜で雑草が生えている状況でした。残土を運び、きれいに使用していただければ雑草はなくなり、一時転用でございますので特に問題はないかと思いません。

続きまして、受付番号39番から42番でございます。先程申し上げたとおり営農型太陽光発電施設用地の継続事案ということで、説明は省かせていただきます。

続きまして、受付番号43番でございます。場所は、新里町高泉住民センターの北西になります。譲受人が古い家を購入し、住み始めて販売車両用の露店駐車場用地にするということでした。地目は、田になっておりますが、田の役目をしておらず畑そのものです。畑の中に木が少し生えておりましたが、木を切れば良い駐車場になると思しますので、問題はないかと思いません。

続きまして、受付番号44番でございます。場所は、昆虫の森の西側になり、さかきの栽培をしている所でございます。こちらにつきましても営農型太陽光発電施設用地の継続事案ということで、説明は省かせていただきます。

続きまして、受付番号45番でございます。場所は、新里町諏訪神社の北側になり、柿の栽培をしている所でございます。こちらにつきましても営農型太陽光発電施設用地の継続事案ということで、説明は省かせていただきます。

続きまして、受付番号46番でございます。場所は、新里町新宮住民センター北西になります。譲受人は、申請地の隣接地に居住し土木業を営んでおり、露天資材置場用地を探していたところ、譲渡人より申請地を譲ってもらえることになりました。現地は田で、仕切りを作って露天資材置場用地にするので、特に問題はないかと思いません。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。営農型太陽光発電施設用地の継続事案ですが、今回3年後

の初めての申請ですか。

議 長 はい。事務局。

事務局 更新の期間という事ですが、受付番号39番から42番、44番に関しましては、今回初めての更新申請になります。受付番号45番に関しましては、2回目の更新申請になります。以上です。

13番農業委員 はい。

議 長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。そうしますと、生産量80%の対応はしないのですか。

議 長 はい。事務局。

事務局 受付番号39番から42番のブルーベリーにつきましては、まだ収穫できないということですが令和10年から10aあたり22kg、令和11年から10aあたり44kgと収量を増やしていく予定です。令和14年から10aあたり437kg収穫する予定だと伺っております。

受付番号44番のさかきについては、3年後から10aあたり500kgの収穫を見込むという計画書が提出されております。

受付番号45番の柿については、申請人にどのくらいの収量があるのか確認したところ、計っていないということでしたので、数量を正確に確認するよう注意、指導をしました。

議 長 基本的には、営農型太陽光発電施設用地の事業を行っている方は、毎年収穫量の報告することになっていますが、その報告を行っていない方に対しては、更新時に指導することはできますか。

事務局 こちらで確認しましたところ、営農型の要件として提示しております収穫量の8割の基準に達していないと報告された場合には、8割になるように指導しなければなりません。収穫量の8割に満たない方の指導に関しましては、専門家に相談していただき、指導していく方法になります。

議 長 事務局が回答しましたとおり、収穫量の8割になるよう指導していくことが目標ですので、県の常設審議委員会でこのような案件が出てきた場合どのように対応するのかと言いますと、各農業委員会で技術的にどのようにすればよいのかについては指導をせず、そこで営農する方が耕作をしていく上でよく勉強し、分からない事があれば知見を深めて耕作していくよう指導しているそうです。桐生市農業委員会としては、8割の収穫量があるのか、きちんと耕作しているのか確認すれば良いということです。よろしく願います。

ほかに何かございますか。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番丹羽です。受付番号38番についてですが、土砂の残土置場についてですが、一時転用の期間が終わった時には、農地の原形に戻すのでしょうか。

事務局 受付番号38番についてですが、申請者によりますと2年8ヵ月間道路清掃

発生残土置場用地として使用し、その後は農地として使用できるよう復旧すると伺っております。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番丹羽です。この残土は、後で片付けられるのですか。

事務局

集めた残土を敷き詰めて、その上に現在農地で使用している表土を上にかけて農地として復元すると伺いました。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番丹羽です。地盤は少し上がるのですね。

事務局

地盤については、平ではなくて起伏のある土地のため、残土を積んで平にして、現在農地で使用している土を上に乗せて平らにする予定です。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番丹羽です。切土の部分はでるのですか。

事務局

切土は、しないということです。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番丹羽です。表土は、どこから持ってくるのですか。それとも現状の畑の表土をめくっておいて、残土を入れて表土扱いで戻すということでしょうか。

事務局

申請者に農地復元計画書を提出していただいております。そちらによりまずと工事にあたり表層部を約30cmはぎ取った後に隣接する土を敷き、盛土が完成したらはぎ取った土を表土として敷詰め農地の復元を行うという内容の申請書が提出されております。

4番農業委員

はい。

議長

はい。4番川口委員。

4番農業委員

4番川口です。受付番号38番の表土の関係です。表土をはぎ取って、残土を入れて表土を戻すという事ですが、その場合道路清掃の土だけならいいのですが何を埋められたかわからない場合があるかと思うのですが、その管理をする方はいるのでしょうか。

事務局

今回の申請にあたって申請者には、土壌試験を行うことで指導をさせていただきまして、群馬県建設事業協同組合から専門の設計会社に依頼をして分析結果と資料を報告していただきました。それによりまずと、土質の結果としては、農地として使用するものとして問題なしと結果がでております。

議長

ほかに何かございますか。

事務局

受付番号45番につきまして、報告させていただきたいことがございます。こちらの件につきまして、設定人が他の市町村でも同じような申請で営農型の太陽光の事業を行っております。先日、同様に営農型太陽光が行われている市

から情報提供がございまして、昨年更新の申請があり、改善を指摘しているにもかかわらず改善されていない状況で、さらに書類の不備が多すぎたそうです。この件については、申請に関する内容ですが、代理人を立てて申請を行っていただいたとのこと。今後、情報提供があった市と連携をとりながら対応していこうと考えております。

議長 はい。受付番号45番につきましては、他市と連携を取って行政として指導をしていくということによろしいと思います。営農型太陽光発電の関係について、すべて3年によろしいでしょうかという話をしなければなりません、全部の案件を3年としてみなさんの承認を得てよろしいでしょうか。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。ちなみにブルーベリーの現地調査に行った方のお話を聞きたいのですが、特に問題はなかったのですか。柿の場合は、今回の案件については何か問題はなかったのですか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。23日に現地調査に行った際ですが、ブルーベリーは、平均して1mから1m50cm丈があり、後何年かしないと実がならない状況でした。1本棒でまだ脇芽が出ておりませんので、もう少し経たないと収穫できないのではないかと思います。

柿については、順調に育っているため問題はないかと思います。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星野です。ちょっと確認しますが、今回、受付番号45番の申請を他市と同じように代理人が提出されたのですか。

事務局 他市の場合は、書類の不備がひどいということでしたが、桐生市は、同じような事情ではあったのですが、代理人を立てず、事務局から辛抱強く申請者に書類の働きかけをして、書類を整えました。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星野です。今回提出された書類については、現在の段階まではクリアしましたが、今後は、まだ注意して見ていくということによろしいですか。

議長 今の質疑応答から他市で問題となっている受付番号45番の案件につきましては、非常に問題があると考えられますので、ほかの案件と、この案件を別々に、みなさんに決議をしていただくのはいかがでしょうか。

(異議なし)

まず、受付番号45番を除いたほかの議案について議決を取りたいと思います。

います。

これより採決いたします。

第124号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

残りの受付番号45番について、3年の期間を1年にすることも考えられますが、この件について、今からみなさんの決議をいただきたいと思います。

受付番号45番について、本件の許可を1年とすることでよろしいと思う委員の挙手をお願いいたします。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第124号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第125号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、委員会処分が5件ございますが、受付番号1番につきましては、私が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をすることとなり、関係議案終了後に入室をさせていただくこととなりますのでよろしくお願ひします。私が不在の間は桐生市農業委員会規程第3条により、矢内職務代理に議事の進行をお願いします。

(会長 退席)

議 長

職務代理の矢内です。会長が席を外している間、会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。それでは日程第4 第125号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、委員会処分が5件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願ひます。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(事務局説明 125号議案・農用地利用集積等促進計画を朗読)

以上、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進

に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、この件について1月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

9番推進委員 はい。

議長 はい。9番中村推進委員。

9番推進委員 9番中村です。1月23日に6番井田委員と事務局2名といっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

125号議案受付番号1番について、場所につきましては、新里町大久保地区農業集落センター南東の位置になります。草もなく、周囲は耕作された状況でしたので特に問題はないかと思えます。

続きまして、受付番号2番について、場所は、新里町武井沼の少し北の位置になります。こちらもきれいに耕作されておりまして、何の問題もございませんでした。

続きまして、受付番号3番について、場所は、新里町最終処分場跡地北の一般県道上神梅・大胡線を北に進んだ位置になります。こちらも所有者がきれいに耕作されていた畑なので、問題はございませんでした。

続きまして、受付番号4番について、場所は、黒保根町下田沢集会所を東に少し進んだ位置になります。更新ということで、農地はきれいになっておりましたので問題はないかと思えます。

続きまして、受付番号5番について、場所は、黒保根町出合原集会所を南西に少し進んだ位置になります。周りは耕作放棄地になっておりまして、刈ってきれいにしていただければ問題はないかと思えます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

補足説明なしのようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第125号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第125号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

それでは、会長の入室を求めます。

(会長 着席)

今泉会長へご報告いたします。

本件については、承認されました。

私はこれをもって議長の任を解かせていただきます。

この後に関しましては再び会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 日程第5 報告第6 1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第6 1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第6 1号について発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、続きまして、報告第6 2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第6 2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については9件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第6 2号について発言のある方は挙手をお願いします。

( 発 言 )

発言もないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で、本日の議題及び報告はすべて終了しました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3時 20分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

-----  
1 2 番

-----  
1 3 番  
-----

